

議 第 四 号

仙台市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

標記の議案を別紙のとおり地方自治法第百十二条及び仙台市議会会議規則第十四条の規定により提出します。

平成十八年六月八日

提 出 者

議 員

佐 竹	久美子
安 孫 子	雅 浩
田 村	稔
庄 司	俊 充
岡 本	あき子
菊 地	昭 一
花 木	則 彰
大 槻	正 俊
岡 部	恒 司
橋 本	啓 一
鈴 木	広 康

仙台市議会議長
柳 橋 邦 彦 様

仙台市議会委員会条例の一部を改正する条例

仙台市議会委員会条例（昭和三十四年仙台市条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中3を4とし、2の次に次のように加える。

3 消防局の所管に関する事項

第二条第二号中2を削り、3を2とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

常任委員会の所管を改めるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。